

# 投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2018年11月20日

## SBI地方創生・世界高配当株式ファンド(為替ヘッジあり)

<資産成長コース>

<年3%定率払出しコース>

<年5%定率払出しコース>

<年7%定率払出しコース>

愛称: 7・5・3(しち・ご・さん)

追加型投信/内外/株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

委託会社: SBI地方創生アセットマネジメント株式会社

(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第3078号

受託会社: 三井住友信託銀行株式会社

(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>

SBI地方創生アセットマネジメント株式会社

● ホームページ <https://www.sbi-rram.co.jp/>

● 電話番号 03-6229-0863

(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書では、各コースの略称として、以下のようになっています。

ファンド名	略称
SBI地方創生・世界高配当株式ファンド(為替ヘッジあり)＜資産成長コース＞	資産成長コース
SBI地方創生・世界高配当株式ファンド(為替ヘッジあり)＜年3%定率払出しコース＞	年3%定率払出しコース
SBI地方創生・世界高配当株式ファンド(為替ヘッジあり)＜年5%定率払出しコース＞	年5%定率払出しコース
SBI地方創生・世界高配当株式ファンド(為替ヘッジあり)＜年7%定率払出しコース＞	年7%定率払出しコース

- この目論見書により行う「SBI地方創生・世界高配当株式ファンド＜資産成長コース＞」「SBI地方創生・世界高配当株式ファンド＜年3%定率払出しコース＞」「SBI地方創生・世界高配当株式ファンド＜年5%定率払出しコース＞」「SBI地方創生・世界高配当株式ファンド＜年7%定率払出しコース＞」の募集については、発行者であるSBI地方創生アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年11月2日に関東財務局長に提出しており、2018年11月18日にその効力が生じております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、表紙に記載の委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
資産成長コース	追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	グローバル (含む日本)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フル ヘッジ)
年3%定率 払出しコース					年12回 (毎月)			
年5%定率 払出しコース								
年7%定率 払出しコース								

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社：SBI地方創生アセットマネジメント株式会社  
 設立年月日：2018年3月2日  
 資本金：1.5億円  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額：有価証券届出書提出日現在で運用する投資信託財産はございません。

## ファンドの目的

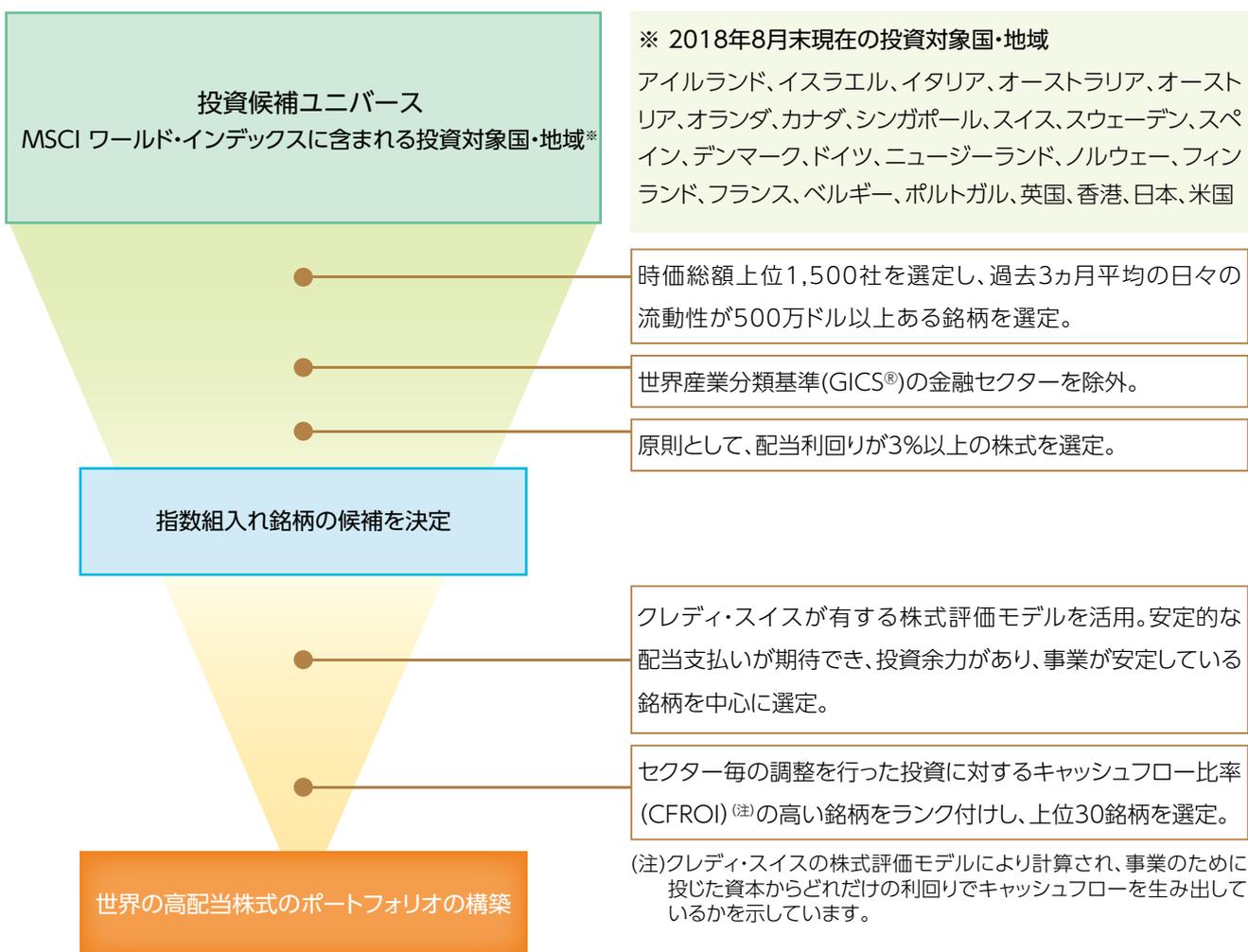
世界の高配当株式への投資を通じて、配当収入の確保を中心に中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 世界の高配当株式を投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

■独自の銘柄選定手法により、世界の高配当株式に投資します。

[世界の高配当株式の運用プロセス]



- MSCI ワールド・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- 世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard (“GICS®”))は、MSCI Inc.とStandard and Poor’s Financial Service LLC(S&P)が開発した業種分類であり、MSCI Inc.とS&Pの独占的な財産です。

\*上記プロセスは本書作成日現在のものです。今後変更になる可能性があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

## 世界の高配当株式への投資について

■世界の高配当株式の運用は、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが行います。

### クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドについて

- クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドは、スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループ、クレディ・スイス・グループの一員で、ファンドの資産の運用管理、受益証券の発行等を行います。
- クレディ・スイス・グループは世界約50カ国に拠点をもち、プライベート・バンキング、インベストメント・バンキング、アセットマネジメント事業を世界中で展開しています。

## 2

### 払出し(分配)方針の違いにより、4つのコースがあります。

#### 資産成長コース

- 複利効果による資産の成長を重視し、分配を極力抑制します。

#### 年3%定率払出しコース

- 決算日における決算前基準価額水準の概ね年3%程度を払出すことを目標とします。

#### 年5%定率払出しコース

- 決算日における決算前基準価額水準の概ね年5%程度を払出すことを目標とします。

#### 年7%定率払出しコース

- 決算日における決算前基準価額水準の概ね年7%程度を払出すことを目標とします。

- ・払出し金額は、投資対象ファンドにおいて分配が行われ、かつ組入資産の売却やその売却代金の円貨での送金といった取引が円滑に行われるとの予想に基づくものです。
- ・上記の払出しは、有価証券届出書提出日現在の法令や諸規則、税制を前提としています。今後法令や諸規則等が変更された場合、上記のような払出しができなくなる可能性があります。
- ・払出し水準は、上記の料率のお支払いを保証するものではありません。また、本ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。

## 3

### 為替変動リスクの低減を目的として、原則として為替ヘッジを行います。

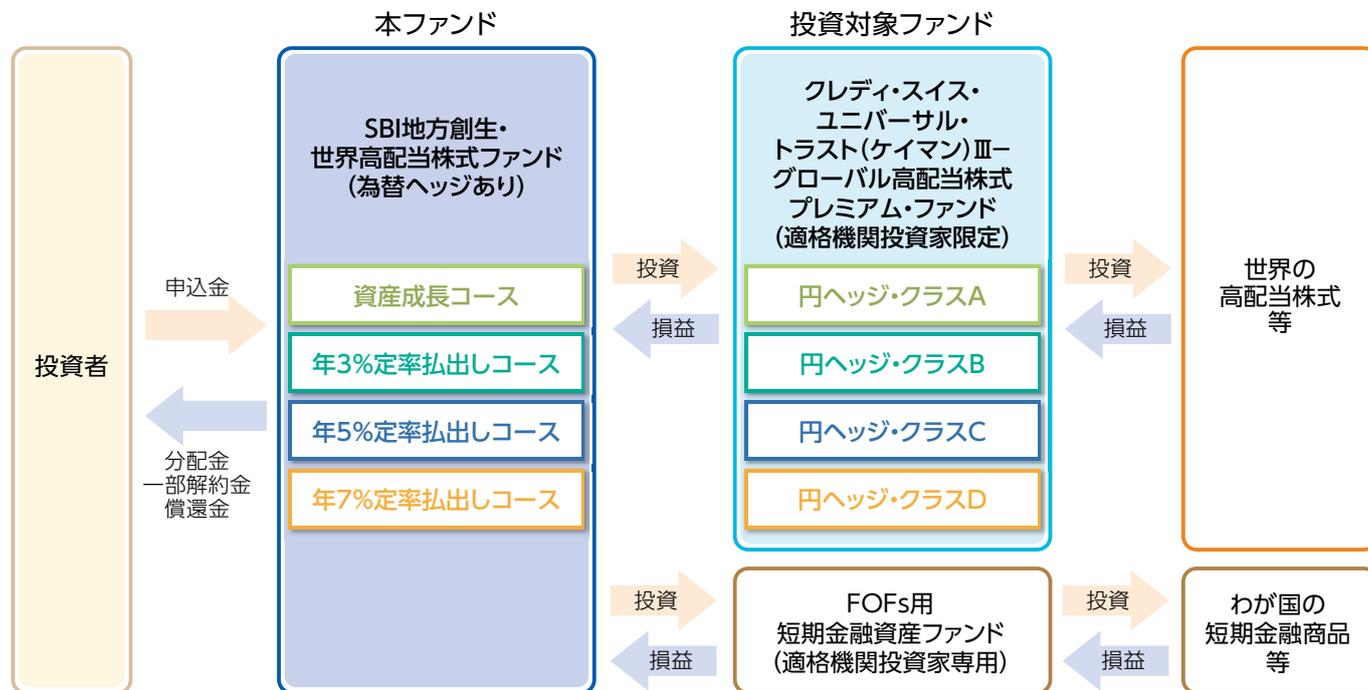
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

# ファンドの目的・特色

## <ファンドの仕組み>

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



\*「資産成長コース」は「円ヘッジ・クラスA」に、「年3%定率払出しコース」は「円ヘッジ・クラスB」に、「年5%定率払出しコース」は「円ヘッジ・クラスC」に、「年7%定率払出しコース」は「円ヘッジ・クラスD」に投資します。また各コースとも「FOFs短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資します。

\*投資対象ファンドについて、詳細は後掲「追加的記載事項」をご覧ください。

\*各コース間でスイッチングができる場合があります。スイッチングの取扱いは販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にご確認ください。

\*販売会社により取扱いコースが異なります。詳しくは販売会社にご確認ください。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

# ファンドの目的・特色

## 分配方針

### ■資産成長コース

原則として、毎年6月及び12月の16日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。



分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

### ■年3%/年5%/年7%定率払出しコース

原則として、毎月16日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。

※第4期決算日(2019年4月16日)からの分配を目指します。



分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配金額は、原則として、投資対象ファンドからの分配額に基づき、決算日における本ファンドの決算前基準価額水準に応じて概ね年3%/年5%/年7%相当の金額を分配することを目標に、委託会社が決定します。決算前基準価額水準に基づく目標払出し金額は次のページのとおりです。

※上記図はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

# ファンドの目的・特色

## ■決算前基準価額水準に基づく目標払出し金額(想定例示)

決算前基準価額 (1万口当たり)	年3%定率払出しコース		年5%定率払出しコース		年7%定率払出しコース	
	月額 (税引き前)	年率換算利回り	月額 (税引き前)	年率換算利回り	月額 (税引き前)	年率換算利回り
14,500円 ~ 14,999円	36円	3.0%~2.9%	61円	5.0%~4.9%	86円	7.1%~6.9%
14,000円 ~ 14,499円	35円	3.0%~2.9%	59円	5.1%~4.9%	83円	7.1%~6.9%
13,500円 ~ 13,999円	34円	3.0%~2.9%	57円	5.1%~4.9%	80円	7.1%~6.9%
13,000円 ~ 13,499円	33円	3.0%~2.9%	55円	5.1%~4.9%	77円	7.1%~6.8%
12,500円 ~ 12,999円	31円	3.0%~2.9%	53円	5.1%~4.9%	74円	7.1%~6.8%
12,000円 ~ 12,499円	30円	3.0%~2.9%	51円	5.1%~4.9%	71円	7.1%~6.8%
11,500円 ~ 11,999円	29円	3.0%~2.9%	48円	5.0%~4.8%	68円	7.1%~6.8%
11,000円 ~ 11,499円	28円	3.1%~2.9%	46円	5.0%~4.8%	65円	7.1%~6.8%
10,500円 ~ 10,999円	26円	3.0%~2.8%	44円	5.0%~4.8%	62円	7.1%~6.8%
10,000円 ~ 10,499円	25円	3.0%~2.9%	42円	5.0%~4.8%	59円	7.1%~6.7%
9,500円 ~ 9,999円	24円	3.0%~2.9%	40円	5.1%~4.8%	56円	7.1%~6.7%
9,000円 ~ 9,499円	23円	3.1%~2.9%	38円	5.1%~4.8%	53円	7.1%~6.7%
8,500円 ~ 8,999円	21円	3.0%~2.8%	36円	5.1%~4.8%	51円	7.2%~6.8%
8,000円 ~ 8,499円	20円	3.0%~2.8%	34円	5.1%~4.8%	48円	7.2%~6.8%
7,500円 ~ 7,999円	19円	3.0%~2.9%	32円	5.1%~4.8%	45円	7.2%~6.8%
7,000円 ~ 7,499円	18円	3.1%~2.9%	30円	5.1%~4.8%	42円	7.2%~6.7%
6,500円 ~ 6,999円	16円	3.0%~2.7%	28円	5.2%~4.8%	39円	7.2%~6.7%
6,000円 ~ 6,499円	15円	3.0%~2.8%	26円	5.2%~4.8%	36円	7.2%~6.6%
5,500円 ~ 5,999円	14円	3.1%~2.8%	23円	5.0%~4.6%	33円	7.2%~6.6%
5,000円 ~ 5,499円	13円	3.1%~2.8%	21円	5.0%~4.6%	30円	7.2%~6.5%

- ・払出し金額は、投資対象ファンドにおいて分配が行われ、かつ組入資産の売却やその売却代金の円貨での送金といった取引が円滑に行われるとの予想に基づくものです。
- ・上記の払出しは、有価証券届出書提出日現在の法令や諸規則、税制を前提としています。今後法令や諸規則等が変更された場合、上記のような払出しができなくなる可能性があります。
- ・払出し水準は、上記の料率(金額)のお支払いを保証するものではありません。また、本ファンドの収益率や利回りを示すものではありません。
- ・当該表以外の決算前基準価額水準であっても、原則として概ねそれぞれ年3%、年5%、年7%相当の金額を払出すことを目標とします。

# ファンドの目的・特色

## 収益分配金(払出し金)に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

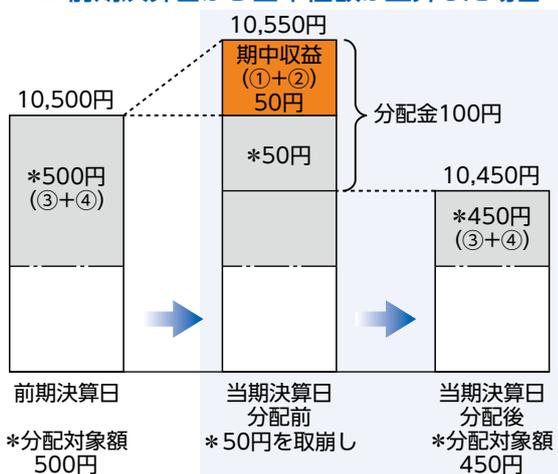
投資信託で分配金が支払われるイメージ



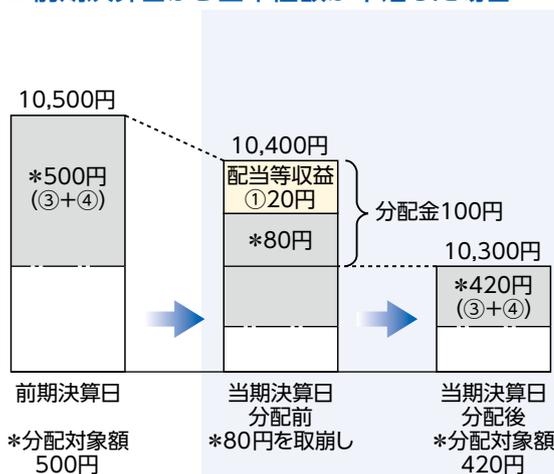
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

#### ■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### ■ 前期決算日から基準価額が下落した場合

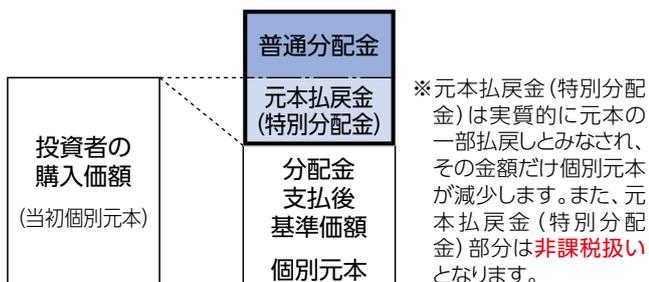


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

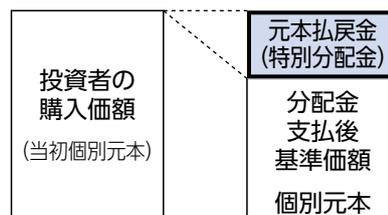
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

#### (分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



#### (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## 主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④デリバティブの直接利用は行いません。

## ■投資対象ファンドの概要

- クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(円ヘッジ・クラスA)
- クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(円ヘッジ・クラスB)
- クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(円ヘッジ・クラスC)
- クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)(円ヘッジ・クラスD)

形態	ケイマン籍外国投資信託(円建て)
運用方針	1.主として、担保付スワップ取引を通じて、実質的に世界の高配当株式に投資を行い、配当収入の確保と中長期的な値上り益の投資成果の享受を目指します。 2.クレディ・スイスが有する株式評価モデルに従って選定された世界の高配当株式の中から、時価総額や流動性等を考慮して投資対象銘柄を選定します。投資対象銘柄の中から、相対的に高い配当利回りで下値抵抗力があり、割安で財務健全性の高い銘柄を選定し、世界の高配当株式ポートフォリオを構築します。世界の高配当株式の運用は、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドが行います。
分配方針	(円ヘッジ・クラスA) 原則として、分配は行わない方針です。 (円ヘッジ・クラスB)(円ヘッジ・クラスC)(円ヘッジ・クラスD) 原則として、月次で分配を行い、1口当たりの分配金は、選定された世界の高配当株式の配当利回り、1口当たり純資産価格の水準等に基づいて支払われるものとし、1ヵ月ごとに見直されます。 ※今後、管理会社の判断によって変更される場合があります。
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.35%程度 ※上記料率には、管理会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、報酬代行会社とその代理人への報酬等、および設立費用、監査報酬等が含まれます。 ※その他費用として、担保付スワップ取引において証券取引等に伴う手数料等が支払われます。
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
信託財産留保額	ありません
備考	当外国投資信託は、担保付スワップ取引の相手方に担保付スワップ取引の構築に必要な現金を支払い、当該取引の評価額に相当する担保を受入れます。担保付スワップ取引の相手方は、日々の担保付スワップ取引の評価を行っており、担保も洗替えされます。担保付スワップ取引の評価には、世界の高配当株式等へ投資する場合にかかるコストや税金等が反映されます。

## ■FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)

運用方針	主として、「短期金融資産 マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債及び短期金融商品を含みます。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
信託報酬	ファンドの純資産総額に対し年0.1404%(税抜0.13%)
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

\*上記は、本書作成日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

## 基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。

## 主な変動要因

価格変動リスク	株価は、発行企業の活動や業績、国内外の経済・政治姿勢、市場環境・需給等を反映して変動します。組入銘柄の株価が下落した場合、本ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
流動性リスク	市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低にかかわらず取引量が限られてしまうリスクがあり、これらの要因により本ファンドの基準価額が下落し、損失を被るリスクがあります。
信用リスク	有価証券等の発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無価値になることがあります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。有価証券の価格の下落は、本ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
為替変動リスク	本ファンドは主要投資対象とする外国投資信託において、原則として為替ヘッジを行いますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行う際、円金利が組入資産の通貨より低い場合には、金利差相当分の費用(為替ヘッジコスト)がかかります。
カントリーリスク	実質的な投資対象となる国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、運用方針に沿った運用が困難になる場合があります。これにより、本ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

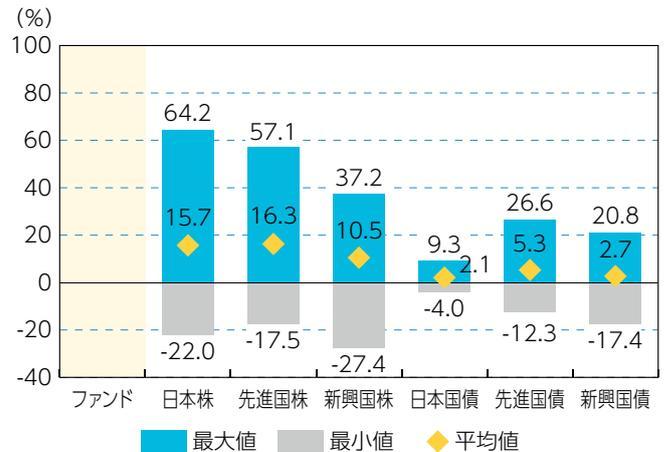
## (参考情報)

### 本ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

### 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2013年10月～2018年9月



- \* 2013年10月～2018年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、本ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

### 〈代表的な資産クラスの指数〉

日本株…東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### 〈著作権等について〉

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

本ファンドの運用は、2018年12月17日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※本ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、ご換金代金の支払いを延期する場合があります。
購入・換金申込受付不可日	申込受付日が次のいずれかの休業日に該当する場合は、原則として購入・換金の受付を行いません。 ・ニューヨークの銀行 ・ロンドン証券取引所 ・ニューヨーク証券取引所 ・香港証券取引所
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2018年11月20日～2018年12月14日 継続申込期間：2018年12月17日～2020年3月16日 ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2028年12月15日まで(設定日：2018年12月17日) ※信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託会社は、主要投資対象とする投資対象ファンドが存続しないこととなる場合、もしくは当該投資対象ファンドの配分方針変更により商品の同一性が失われることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し信託を終了(繰上償還)させます。</li> <li>● 次の場合には委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰り上げて償還させる場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合</li> <li>・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> </li> </ul>
決算日	<p>&lt;資産成長コース&gt; 毎年6月16日、12月16日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算は、2019年6月17日です。</p> <p>&lt;年3%定率払出しコース&gt;&lt;年5%定率払出しコース&gt;&lt;年7%定率払出しコース&gt; 毎月16日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算は、2019年1月16日です。</p>

## お申込みメモ

収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
公 告	電子公告の方法により行い、ホームページ[ <a href="https://www.sbi-rram.co.jp/">https://www.sbi-rram.co.jp/</a> ]に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。

## ファンドの費用・税金

### <ファンドの費用>

#### ■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.24%(税抜3.0%)</b> を上限として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等の対価
信託財産留保額	ありません。	—

#### ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に <b>年1.0044%(税抜：年0.93%)</b> を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。当該報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。			
	運用管理費用 (信託報酬)	<b>年1.0044%</b> (税抜：年0.93%)	信託報酬=運用期間中の基準価額× 信託報酬率	
	内訳	委託会社	年0.378% (税抜：年0.35%)	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
		販売会社	年0.594% (税抜：年0.55%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
		受託会社	年0.0324% (税抜：年0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券の信託報酬	年0.35%程度	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等		
実質的な負担*	<b>年1.3544%程度</b> (税込)	—		
※ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。				
その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。			

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## <税金>

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税 <sup>*</sup> 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税 <sup>*</sup> 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・ 上記は2018年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合  
NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。